

## 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会

### これまでの経緯の確認について

1. 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約
2. 第1回 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会 議事要旨 (H28.5.11)
3. 静岡市長との関係確認 概要書 (H28.5.25)
4. 幹事会
  - 第1回 幹事会 平成28年5月18日 (水)
    - ・安倍川の実施方針の確認
  - 第2回 幹事会 平成28年8月4日 (木)
    - ・作成した実施方針に従い、各機関が実施する取組を確認
    - ・作業分会を設置
  - 第3回 幹事会 平成29年2月22日 (水)
    - ・平成28年度の実組の総括
  - 第4回 幹事会 平成29年4月19日 (水)
    - ・平成29年度の実組の予定の確認
    - ・要配慮者利用施設分会の設置

## 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、静岡市と静岡県、国等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有

3 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、中部地方整備局静岡河川事務所が務める。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は平成28年5月11日から実施する。

別表－１ 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

関係機関名	役職名
中部地方整備局 静岡河川事務所	事務所長
静岡地方気象台	台長
静岡県 静岡土木事務所	事務所長
静岡県 中部危機管理局	局長
静岡市	副市長

別表－２ 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

関係機関名	役職名
中部地方整備局 静岡河川事務所	副所長
静岡地方気象台	防災管理官
静岡県 静岡土木事務所	次長（技術）
静岡県 中部危機管理局	技 監
静岡市 建設局河川課	河川課長
静岡市 総務局危機管理総室	次 長

## 第1回 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会 議事要旨

1. 日時：平成28年5月11日（水） 11：00～11：50
2. 会場：静岡市役所 本館4階41会議室
3. 出席者：会長 静岡河川事務所長  
委員 静岡地方気象台長・静岡土木事務所長・中部危機管理局長・  
静岡市副市長  
事務局 静岡河川事務所

### 4. 議事

- (1) 安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）について
- (2) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について
- (3) 現状の水害リスク情報や取状況の共有
- (4) 減災対策のための目標（案）及び取組方針について

### 5. 議事概要

- (1) 減災対策協議会 規約（案）について  
減災対策協議会 規約（案）について確認し、了解を得た。
- (2) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について説明
- (3) 現状の水害リスク情報や取状況の共有について説明
- (4) 減災対策のための目標（案）及び取組方針について説明  
今後5年間で達成すべき目標として、安倍川の大規模な水害に対し、  
「住民の防災意識の向上」「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指すこと、  
目標達成に向けた3本柱の取組について確認し、了解を得た。

#### 【出席者の主な発言内容】

- ・避難指示などの空振りが続くと住民が避難しなくなるため、逃げ遅れゼロという目標から遠ざかる。これを防ぐためには、情報伝達方法や河川氾濫シミュレーションなど発展してきた技術を活用していくことが重要であると思う。
- ・防災に関する啓発活動として自主防災会などへの出前講座を行っており、また、中部地方を中心とした企業向けのメールマガジンを配信している。
- ・この協議会を通して様々な情報を共有し、住民のみなさんに防災知識を持っていただくことが重要であると思う。

- ・近年想定を超える氾濫の発生が懸念されていることから、最悪の場合を想定しておくことが重要であると思う。今回の取組方針を参考にして、安倍川の上流域や支川などの取組みを進めていきたい。
- ・安倍川では過去 100 年に大きな水害が発生していない。しかし、近年の状況をみると、全国どこにおいても大きな被害は発生する可能性があるため、今後大規模な水害が発生することを念頭において対応していく必要がある。
- ・平成 26 年にタイムラインが策定されており、台風に関連した事例が多く記載されていることから、台風説明会をはじめとする様々な情報提供を早めに行っていきたい。
- ・市町が抱える問題として、避難所を開設するためにはそれなりの人員が必要であること、発令するタイミングなどがある。発令するタイミングを早めに、明るいうちにということは定着しているが、自然相手であることからなかなか現実的には難しい。
- ・例えば、洪水が発生しても流れが直撃しなければ家がつぶれることはなく、2 階に避難すれば命を落とす可能性は低いと思うが、2 階に上がることができない高齢者や障害者を避難させるためには、どこに自らの避難することが困難な人がいるかということ把握し、全員の避難をどう手配するかということこれから精査していく必要があると思う。

以上

静岡新聞 平成28年5月26日 朝刊

国土交通省など

# 安倍川の氾濫想定 減災対策を公表

国土交通省静岡河川事務所と県、静岡市などでつくる安倍川大規模氾濫に関する減災対策協議会は25日、国の水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、2020年度までに取り組む安倍川の減災対策を公表した。国土交通省中部地方整備局管内（東海4県と長野県の一部）で初となる。

静岡庁舎に田辺信宏市長を訪ね、連携強化を確認し合った。犬飼所長は「住民目線のソフト対策を重視した。関係機関が一つになり、減災の取り組みを進めたい」と述べた。（政治部・鈴木文之）

ソフト対策として、最大規模の降雨を想定した洪水ハザードマップの作成周知▽水害教育の充実▽監視カメラの増設などを設定。

中日新聞 平成28年5月26日 朝刊

# 安倍川減災対策で方針

## 県など千年に一度降雨量想定

安倍川の大規模な氾濫に備え、国土交通省静岡河川事務所と県、静岡市などは二十五日、二〇二〇年度までの減災対策の方針をまとめた。千年に一度の降雨量を基に洪水浸水想定区域を策定し、地域住民の防災意識向上を目指す。

安倍川流域は一九一四（大正三）年夏の洪水以来、堤防が決壊するなどの大規模な水害が起きていない。そのため、浸水想定区域内の住民の危機意識向上が課題となっている。

方針では、浸水想定区域の設定基準となる十二時間当たりの平均雨量を、三八二ミリ（百五十年に一度相当）から五一二ミリ（千年に一度相当）に変更。これに基づいて見直した浸水想定区域を五月中にも公表し、出前講座などで地域住民に周知する。

高齡化が進む水防団には、短時間に広範囲に設置できる水のうを配備する。堤防の上部をアスファルトなどで保護して決壊を防ぐ対策も進める。

昨年九月に茨城県で鬼怒川の堤防が決壊し

た豪雨災害を受け、全国の沿川市町が水害対策の見直しを進めており、方針策定は東海四県で初めて。

安倍川流域は一九一四（大正三）年夏の洪水以来、堤防が決壊するなどの大規模な水害が起きていない。そのため、浸水想定区域内の住民の危機意識向上が課題となっている。

高齡化が進む水防団には、短時間に広範囲に設置できる水のうを配備する。堤防の上部をアスファルトなどで保護して決壊を防ぐ対策も進める。

（松野穂波）



## 【目的】

今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、静岡市と静岡県、国等が連携・協力して減災のための目標を共有し、**ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築**する。

## 【開催概要】

日時：平成28年5月25日（水） 11:40～12:00

会場：静岡市役所 市長室

出席：静岡市長・危機管理統括官・建設局次長・静岡河川事務所長

議事：「安倍川の減災に係る取組方針」の概要説明、静岡河川事務所長から静岡市長に「安倍川の減災に係る取組方針」を踏まえた取組への連携の確認

確認事項：「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく「安倍川の減災に係る取組方針」が策定されたことから、静岡河川事務所長から静岡市長に出水期に向けて、取組への連携を確認

次回協議会：来年の出水期前

## 【主な発言内容】

静岡市長：出水期に入る時期を前に、タイミングよく、また、スピード感を持って、「取組み方針」を取りまとめていただき感謝申し上げます。我々も、鬼怒川の災害が発生するまでは、ここまでの危機意識は無かった。関係機関の共同作業の中で、連携した取組みが進められることは、当市にとっても勉強になり経験値も増え、大変喜ばしいことである。水に恵まれ、水とともに発展してきた当市だからこそ、鬼怒川を例として、このタイミングで、市民にもっと防災意識を高めていただけるよう、我々としてもしっかりとPRしていきたい。また、災害情報の迅速かつ的確な情報発信は大きな課題と認識しており、関係機関とも連携して、減災に向けた取組みをしっかりと進めて参りたい。



市長との連携確認状況